

令和2年6月6日
兵庫県立芸術文化センター
(令和2年7月16日改定)
(令和2年11月5日改定)
(令和2年11月25日改定)

兵庫県立芸術文化センター新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」を踏まえ、兵庫県立芸術文化センター（以下「センター」という。）における新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき事項を整理したものである。

本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、業種別ガイドラインの改定、新型コロナウイルス感染の地域の動向や専門家の知見、施設の利用者等の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

1 感染防止のための基本的な考え方

センターでは、地域の感染状況を踏まえ、兵庫県が示す対応指針等に基づき、施設の規模や特性、事業の規模や内容等を踏まえ、来場者、公演関係者、従事者（財団職員、業務委託先の職員含む）の新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、相互に連携しつつ、役割を分担し、必要となる措置を効果的に講じる。

感染を拡大させるリスクが高い3つの条件について、施設や事業の特性を理解し、本ガイドラインを踏まえた適切な対応を講じることにより、各箇所において「密」の条件が重なる環境の発生を防止し、感染リスクを軽減する。

- ・密閉空間（換気の悪い密閉空間）
- ・密集場所（多くの人が密集）
- ・密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声）

2 リスク評価

センターでは、(1)接触感染及び(2)飛沫感染のそれぞれについて、来場者、公演関係者及び従事者の動線や接触等を考慮しリスク評価する。加えて、大規模な人数の移動、県境をまたいだ移動が想定される事業について、(3)集客施設としてのリスク評価(4)地域における感染状況のリスク評価を行うものとする。その際、兵庫県が示す対応指針等及び(3)(4)のリスク評価に基づいて事業の実施可否を判断する。事業を中止する判断に至った場合は、速やかに来場者等に対してその旨をお知らせするほか、施設利用者等に対しても、当該判断に基づき自粛を要請する。

(1) 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品や不特定多数が触れる場所を特定し、接触頻度を評価し、高頻度接触部位（テーブル、ドアノブ、電気スイッチ、手すり、キーボード、レジ、蛇口、ひじ掛け、背もたれ、EVボタン、券売機等）の洗い出しを行う。

(2) 飛沫感染リスク評価

施設内各所における換気状況、事業の態様や人と人の距離や位置、方向等を踏まえ、施設内で公演関係者、来場者、従事者相互または各間において、舞台上の発声、対面での長時間の会話、大声での呼びかけ、マスクを外す可能性が頻発する状況の評価する。

(3) 集客施設としてのリスク評価

大規模な人数の移動、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場時の長時間滞留せず一定程度の距離が確保できるか等について、事業内容や実績等に基づき評価する。

(4) 地域における感染状況のリスク評価

地域での感染確認状況及び施設管理への影響を評価する。

3 すべての主体に共通して求める基本的感染防止策

センターは公演主催者と協力・連携し、施設や公演に関わる主体に対し、以下の対策を周知し必要な措置を講ずる。また、センター及び公演主催者は、本ガイドラインに従った取り組みを行う旨、HP等での公表に努める。

- ・原則としてマスクを着用（マウスシールドなど飛沫遮断効果の劣る用具による代替は不可。以下同じ。）
- ・手指の消毒、手洗いの徹底
- ・大声を出さないことの奨励、咳エチケット
- ・ソーシャルディスタンスの確保
- ・換気の励行
- ・飲食用に感染防止対策を行った場所以外での飲食の制限
- ・接触確認アプリ（COCOA）、兵庫県新型コロナ追跡システムへの登録
- ・検温の励行、発熱や下記に該当する場合の自宅待機
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚異常、関節・筋肉痛、嘔気・嘔吐等の有症状者、
PCR検査陽性者との濃厚接触者、
過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間が必要な国・地域の訪問歴及び当該在住者との濃厚接触が有る者

4 施設管理者として行う感染防止策

(1) 来館者への周知・広報

本ガイドラインに沿った対策について、ホームページや紙媒体に掲載する。

- ・発熱時（37.5度以上又は平熱に比べて1度以上高い発熱がある方）や体調不良時は来館を控えていただく（帰宅を促す）こと
- ・来館時のマスク着用
- ・施設内での会話の抑制、咳エチケット
- ・入館時の手指消毒、手洗いの徹底
- ・施設内でのソーシャルディスタンスの確保
- ・接触確認アプリ（COCOA）、兵庫県新型コロナ追跡システムへの登録

(2) 従事者に関する対策

- ・本ガイドラインの周知
- ・会議等において、席配置の工夫、遠隔会議システムの活用など、従事者間の感染リスク低減に努めること
- ・事務用品の共用を減らし、共用備品の定期的消毒、手指消毒液の設置、作業着のこまめな洗濯
- ・公演会場への出入りや公演関係者との接触は最小限にすること

(3) 施設内での対策

①接触感染防止策

- ・不特定多数が触れやすい場所について公演等の施設利用の入れ替え毎に消毒
- ・施設の出入口や共用部分（トイレ等）の必要個所に手指消毒液を設置

- ・必要に応じ、一方通行や出入口の制限を検討
- ・ひざ掛け、キッズクッション貸出休止
- ・クロークは当面休止
(客席内に持ち込めないサイズの荷物への対応例：お客様自身で置いてもらい、クローク札をペーパーチケットで対応)
- ・ビューフェは当面営業休止
- ・エレベーター利用にあたって密を避けるよう、注意喚起の掲示

②飛沫感染防止策

- ・来館者へのマスク着用を促す掲示等により周知し、着用していない場合には個別に注意
- ・十分な間隔をあけた整列(1m以上)について掲示等で周知
- ・窓口には間仕切りを設置し購買者等との間を遮蔽
- ・給水機の休止
- ・ホワイエの喫煙室の休止(楽屋喫煙室は十分な間隔を空け、マスクを外している間は会話を控えていただくよう注意喚起する)

③マイクロ飛沫感染防止策

- ・設備の定期点検を行い、換気機能(会場内1人当たり20m³/時)を確保
- ・設備の運用により、効果的な循環・換気(吸気量に対し20~30%以上の外気)の確保
- ・必要に応じ、各所の扉・窓の開放等による自然換気も実施

(4) その他、施設内での感染防止策

①総合カウンター、ショップ、飲食施設等

- ・混雑時は必要に応じ入場制限を実施
- ・入口に消毒液を設置
- ・飲食施設において、他集団との十分な距離を確保するための席配置の工夫、関わる従業員はマスク着用、手指消毒を徹底
- ・物販においては多くの人に触れる形でのサンプル品を撤去

②清掃・ゴミの廃棄

- ・従事者はマスクや手袋の着用を徹底し、作業後は手洗い・消毒

5 公演主催者に協力を求める感染防止策

センターは、公演主催者が必要な措置を講じるよう、事前に十分な協議を行うとともに、実施時に確認を行い、必要な措置がとられていないと認められる場合は、十分な措置が講じられるよう要請する。

(1) 事前調整

リスク評価(1)(2)(3)を踏まえ、実施概要について協議

- ①具体的な個々の防止措置についてセンターとの役割分担の調整
- ②仕込み・リハ・撤去において余裕のあるスケジュールの設定
- ③余裕を持った入退場・休憩時間の設定
- ④全国的な人の移動を伴うものや、参加者が1,000人を超える公演について、県対策本部への事前相談
- ⑤6に定めるホール定員等の設定
- ⑥公演中止せざるを得ない事態に至った際の対応や費用負担等の確認

(2) 公演関係者に関する感染防止策

- ①氏名、連絡先情報の把握・管理(概ね1か月間)、必要に応じ保健所等、公的機関への情報提供に関する同意
- ②出演者及び公演関係者は、業界のガイドラインに基づき、出演者間で十分な間隔

(最低 1m を目安) を確保

- ③楽屋口にサーモグラフィを設置、手指消毒。公演時の出演者を除き、館内での原則マスク着用
- ④楽屋、稽古場等において不特定多数が触れる場所の消毒、必要個所に消毒液を設置
- ⑤楽屋において密にならないよう利用人数を調整、換気を励行
- ⑥ケータリングでは使い捨て紙食器を使用するなど、感染防止対策を十分に実施
- ⑦機材や用具の取り扱い者を選定し、不特定者の使用を制限するとともに、使用後はセンターが定める基準に基づき、原則として使用者自ら消毒を行う。
- ⑧その他、練習・仕込み・撤去等の際に、密になりにくいスケジュール設定をはじめ、十分な感染防止措置を実施

(3) 来場者に関する感染防止策

- ①氏名、連絡先情報の把握・管理（概ね 1 か月間）、必要に応じ保健所等、公的機関への情報提供に関する同意
- ②来場前の検温の要請
- ③入場時に検温を実施、37.5 度以上又は平熱に比べて 1 度以上高い発熱がある方や体調不良時は来館を控えていただく（帰宅を促す）場合の十分な周知、有症状者の入場防止措置（チケットの払い戻し等）
- ④入退場時の密集回避のための人員を配置し、十分な距離（最低 1m）の間隔を保持
- ⑤入待ち・出待ち、面会等を控える注意喚起
- ⑥来場者の氏名・連絡先の把握、感染者発生時に必要に応じて保健所等に提供されることの事前周知
- ⑦配慮が求められる来場者への対応を事前に検討
- ⑧交通機関等の分散利用、公演前後の感染防止への注意喚起

(4) 会場内での感染防止策

①接触感染防止策

- ・会場内の不特定多数が触れやすい場所の定期消毒
- ・会場出入口等に手指消毒液を設置
- ・チケットもぎりは来場者自ら実施し、箱に入れること
- ・チラシ・アンケート等の手渡しは原則行わず、行う場合は手袋、マスク、フェイスシールドを着用し、対応前後に手指消毒
- ・公演後の面会等、関係者と来場者の接触を控えるよう周知
- ・差し入れ、プレゼント（楽屋花等）は控えるよう周知
- ・機材や用具等は取扱者を選定し、不特定者の共有を制限
- ・以下のサービスは原則休止（クローク、ブランケット・キッズクッション貸出、物販、ビュッフェ営業、託児サービス、給水機）
- ・来場者の楽屋立ち入りを制限

②飛沫感染防止策

- ・感染リスクが高まる演出を控え、若しくは十分な対策を講じる。
- ・来場者の誘導に際しては十分な間隔（最低 1m）を取るとともに、マスク着用、必要に応じてフェイスシールド等を併用
- ・大声を出す者には個別に注意
- ・招待受付・当日券窓口では間仕切りにより来場者と遮蔽
- ・各ホールホワイエ及び客席内ではマスク着用を必須とし未着用者には配布、販売
- ・余裕のある入退場時間、休憩時間の設定
- ・入退場時や休憩時での会話抑制、滞留抑制を促す
- ・トイレや飲食カウンター等では十分な間隔（最低 1m）を確保

- ・アンコールの掲示の休止
- ・エレベータ利用にあたって密を避けるよう、注意喚起の掲示

(5) その他、物販等

- ・関係者はマスク、手袋、フェイスシールドを着用し、対応前後に手指消毒
- ・多くの人が触れるサンプル品・見本品は取り扱わない。
- ・車いす等の貸し出物については十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しは行わない。

6 ホール定員等

(1) ホール

- ・客席は原則指定席とするなど、主催者が客席状況を管理調整できるようにすること
- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、式典、地域行事等は、公演の態様に応じ定員の100%、大声での歓声・声援等が想定されるものは、マスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要な感染防止対策を総合的に講じた上で、原則として50%を上限とする(異なるグループの間では1席空けるが、5名以内の同一グループでは座席間隔を空ける措置は不要)。

※演者が発声をする公演等(激しい呼吸を伴う運動や管楽器の演奏など、飛沫感染のリスクが考えられるものを含む。)については、客席最前列席は舞台前から水平距離で最低2m以上空ける。困難な場合は、観客がフェイスシールドを着用するなど距離を置くことと同等の効果を有する措置を実施

(2) リハーサル室、スタジオ

身体的距離の確保

(3) その他(研修室、会議室、楽団練習室、5F ラウンジ、キャンティーンなど)

大声を発しない利用及び身体的距離の確保を要請

※11/12 付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止がトライ遵守徹底に向けた取組強化等について」に基づく当面令和3年2月末までの対応である。

※イベント参加者が1,000人を超えるようなイベントを行う場合は、県対策本部への事前相談を要請する。

7 感染拡大の防止策

- ・施設管理者は、感染者が発生した場合に備え、速やかに西宮市発熱等受診・相談センター(西宮市保健所内)との連絡体制を整えるとともに、発生の際には保健所等の公的機関による聞き取りに必要な情報を提供し、保健所の判断により消毒命令が発せられた際には必要な消毒を行う。
- ・公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合には速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議する。
- ・施設管理者は従事者について、公演主催者は公演関係者及び来場者等について、氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間(概ね1か月間)保持するよう努める。また、必要に応じて保健所等の公的機関にこれら情報が提供されることを事前に周知する。
なお、感染者等(含む同居者等)の情報は個人情報として取り扱いに注意する。
- ・施設管理者は、施設内で来場者等から体調不良を訴えられた際の対応として、救護室(一時的隔離)や対応する際のフェイスシールドや手袋等の備品を準備する。
また、従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、自宅待機や検査受診等の基準を定めるほか、感染者発生の際の公表や事業実施等の対応を定める。

(参考：当ガイドラインについての経緯)

芸術文化センターでは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い令和2年4月7日に発せられた「緊急事態宣言」が5月21日に宣言が解除されたことを受け、国・県の対処方針等に基づいて暫定的な感染拡大予防対策ガイドラインを6月に策定し、営業再開後、感染防止対策を実施してきた。

オーケストラや声楽を伴う公演再開にあたって、感染症の専門家をアドバイザーに委嘱するとともに、建築・空調の設計者、声楽等の専門家の立会い、ディスカッションを行いながら、センター管弦楽団によるデモ演奏、ホール構造・換気性能を踏まえた気流実験等の様々なテストを重ねた。

9月には、政府の催物開催制限等変更の方針を受け、センター内にワーキングチームを設置、科学的知見、公文協やクラシック音楽公演運営推進協議会等の様々なガイドラインを参照し、公演関係者等の意見、アドバイザーの助言も得て、対策全般を見直し取りまとめたものである。